

**令和 9 年度 大阪市民間社会福祉施設等施設整備費補助事業
(グループホームの創設 [新築]・スプリンクラー設備整備)
募集要項**

1 募集の概要

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居(以下「グループホーム」という。)について、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図り、強度行動障がいのある人、重度障がいのある人も地域で安心して暮らせるよう、グループホームの住まいの場を確保に努めています。

本事業は、住まいの場として重要な役割を担うグループホームを確保することを目的として、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号。以下「社会福祉施設整備要綱」という。)により、障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人(以下「法人」という。)が行うグループホームの整備事業に対して、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付しています。

今般、その目的を達成するため、補助金を活用して、グループホームを創設(新築)若しくは既存するグループホームのスプリンクラー設備の整備を行う法人を募集します。

応募に当たっては、本要項及び関係法令等を十分に理解の上、応募してください。

2 補助対象事業について

補助対象事業は、社会福祉施設整備要綱第 2 の 2 の表第 4 号の区分に掲げられた大分類「共同生活援助事業所」における同第 2 の 3 の 3 の表に掲げられた整備区分「創設」若しくは「大規模修繕等」に分類される次の事業を対象とします。

(1) グループホームの創設(新築)事業

法人が市内で新たにグループホームを新築する事業。

(2) 既存するグループホームのスプリンクラー設備の整備事業

法人が市内に設置するグループホームにおいて、必要となる既存建物(賃貸物件を含む。)のスプリンクラー設備を整備する事業。

3 補助対象経費について

補助対象経費は、「2 補助対象事業」を実施するために、社会福祉施設整備要綱別表 1-2 の種目に掲げる本体工事費であり、令和 9 年度中(令和 10 年 3 月 31 日まで)に整備が完了する工事に係る必要と認められる次の経費を対象とします。

(1) 工事費又は工事請負費

(2) 工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、「補助対象経費の工事費又は工事請負費」の 2.6% に相当する額を限度額とします。)

ア スプリンクラー整備においては、工事事務費は対象外となります。

イ 次の経費は補助対象経費から除く必要があります。

- (ア) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因した不具合等を修繕するための費用
- (イ) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した不具合等を修繕するための費用
- (ウ) 土地の買収又は整地に要する費用
- (エ) 職員の宿舍の整備に要する費用
- (オ) その他施設整備費として適当と認められない費用

【例】外構工事、緑地、植栽、造園工事、備品関係、各種申請手続費など

4 補助金の額について

補助金の額は、「2 補助対象事業」の実施に要した社会福祉施設整備要綱第2の6に掲げられた交付額の算定方法に基づき、補助対象経費の総額の3/4の額と、同要綱別表3-1の補助基準額を比較し、その低い方の金額を上限とする額であり、次の事業を対象とします。

(1) グループホームの創設（新築）事業

次のアとイを比較して、いずれか少ない方の額（千円未満の端数は切り捨て）を補助金として交付します。

ア 〔補助対象経費の実出支出額から寄付金その他収入額を控除した額〕 × 3/4

イ 社会福祉施設整備要綱に規定する補助基準額：34,600,000円

※ エレベーター等を設置する場合には国が定めるエレベーター等設置整備加算（2,730,000円）を上限に加算します。

※ 短期入所（空床型を除く）を併設する場合には国が定める短期入所整備加算（定員3名以上15,100,000円、定員2名以下は7,550,000円）を上限に加算します。

※ いずれも令和8年度の補助基準額であり、交付決定時には変更となる場合があります。

(2) 既存するグループホームのスプリンクラー設備の整備事業

次のアとイを比較して、いずれか少ない方の額（千円未満の端数は切り捨て）を補助金として交付します。

ア 〔補助対象経費の実出支出額から寄付金その他収入額を控除した額〕 × 3/4

イ 〔下表の国が定める補助基準単価〕 × 〔スプリンクラー設備の設置対象面積〕 × 3/4

	1,000㎡未満の場合	1,000㎡以上の平屋建 の場合	パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置 する場合
補助基準単価	1㎡当たり 28,300円	1㎡当たり 54,100円	1施設当たり 3,090,000円

※ いずれも令和8年度の補助基準単価であり、交付決定時には変更となる場合があります。

※ 1㎡未満の面積は切り捨てします。

5 補助対象要件について

7(2)「提出書類一覧」に掲げる書類の提出時点において、次のいずれにも該当していること。

(1) 法人の条件

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）に基づき指定を受けることのできる法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）であること。

※ 施設整備を行う法人とグループホーム運営法人は同一である必要があります。

イ 障害者総合支援法第 36 条第 3 項の規定に該当しない法人であること。

ウ 過去 5 年間に本市内外を問わず、法人の障がい福祉サービス事業を行う事業所の事業運営にあたり障害者総合支援法上の改善命令・行政処分を受けていないこと及び法人の運営に重大な法令違反がないこと。

エ 法人が運営する各障がい福祉サービス事業を行う事業所の法人監査・事業所監査・実地指導等において指摘を受けている場合は、指摘事項について改善報告書が提出されており、改善の状況が確認されていること。ただし、直近の指摘であるかに関わらず、虐待に関する指摘を受けている場合は、その内容によっては審査しないものとする場合がある。

オ 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。（法人税、消費税及び地方消費税、地方税、源泉所得税等）

カ 法人役員（就任予定者を含む。）に次の各号に該当する者がいないこと。

（ア）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者

（イ）過去 5 年間に破産手続き開始決定を受けた者

（ウ）過去 5 年間に禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) グループホームの創設（新築）事業の条件

ア 安定的な運営が可能な経済基盤を有しており、建設資金、運転資金の確実性が認められること。

イ 整備用地、物件の確保が確定していること。（売買予定又は寄付を受ける予定もしくは賃貸の場合は、相手方の確約書、誓約書を添付すること。）

ウ 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されているが、内示後速やかに抵当権等の抹消ができるものについては可能とする。

エ 借地又は借家の場合、10 年以上の地上権もしくは賃借権の設定または 10 年以上の賃貸借契約ができる見込みがあること。

オ 計画地に次の区域を含まないこと。

（ア）地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等によって指定を受けた災害防止上保全すべき区域

（イ）法令等（都市計画法、農地法、建築協定等）の規制により建設が不可能な区域

カ 市街化調整区域での施設建設については、開発許可を受けることができること。（建築確認担当部局と実務的な調整を十分に行うこと。）

キ 排水が可能であること。

ク 基準省令に基づく設備に関する基準を満たしていること。(運営指導課と実務的な調整を十分に行うこと。)

(参考) 障がい福祉サービス事業者等指定申請の手引き

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601754.html>

(3) 既存するグループホームのスプリンクラー設備の整備事業の条件

ア 賃貸物件の場合、家主よりスプリンクラー設備の整備に係る承諾を得ていること。

イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の基準を満たしていること。

ウ 消防法の基準によるスプリンクラーの設置義務がすでに生じていないこと。

※ 協議時点で消防法の基準を満たしていない場合は協議対象となりません。

6 スケジュールについて

現時点においては、以下のとおり予定しております。全体のスケジュールについては、(参考 1) 及び (参考 2) もあわせてご確認ください。整備工事は、本市の補助金交付決定日以降となる令和 9 年 8 月下旬～10 月頃より施工可能となります。

(1) 応募から選定結果選定結果通知、国庫補助協議及び公表まで

内容	時期
グループホーム整備計画概略票の提出期限	令和 8 年 8 月 25 日（火）
「提出書類一覧」に掲げる書類の提出期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）
事業者選定会議の開催	令和 8 年 10 月～11 月下旬（予定）
国庫補助協議事業者の決定	令和 8 年 11 月中旬から下旬（予定）
国庫補助協議	令和 9 年 3 月中旬から 6 月下旬（予定）

(2) 国庫補助内示から支払まで

内容	時期
国庫補助内示	令和 9 年 6 月下旬から 7 月上旬（予定）
補助金交付申請書の提出	内示後速やかに
補助金交付決定通知	令和 9 年 8 月中旬～9 月上旬（予定）
工事請負契約・施工開始	補助金交付決定日以降
工事完了・検査・支払（法人→施工業者）	令和 10 年 3 月 31 日まで
実績報告	事業完了又は年度の末日から 10 日以内
検査・補助金の額の確定・支払（市→法人）	令和 10 年 4～5 月（予定）

※ 施工業者へは令和 10 年 3 月 31 日までに本市からの補助金を含む工事費全額の支払が必要です。

※ 創設（新築）の場合は、令和 10 年 3 月 31 日までに建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項による検査済証の交付を受ける必要がありますので、期間に余裕のある事業計画としてください。

7 提出書類について

(1) グループホーム整備計画概略票

ア 提出書類

(ア) グループホームの創設（新築）事業に応募する場合

別紙1「令和9年度グループホームの創設（新築）整備計画概略票」

(イ) 既存するグループホームのスプリンクラー設備の整備事業に応募する場合

別紙2「令和9年度既存グループホームのスプリンクラー設備整備計画概略票」

イ 提出方法

(ア) 上記「ア 提出書類」に必要事項を記載のうえ、「10 提出先、問合せ先」の窓口に提出するほか、送付、FAX、電子メール（Eメール）による提出を可能とします。窓口に提出する以外の方法で提出した場合は、到着の電話確認を行ってください。

(イ) 窓口での提出の場合は、月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時30分までの間（午後0時15分から1時までを除く。）とします。

(ウ) 電子メール（Eメール）による提出の場合は、件名に「（法人名称）令和9年度年度グループホーム整備計画概略票」と明記してください。

ウ 提出期限

令和8年8月25（火）午後5時30分まで

(2) 「提出書類一覧」に掲げる書類

ア 提出書類

グループホームの創設（新築）事業の応募する場合は、別紙3「提出書類一覧（創設〔新築〕用）」、既存グループホームのスプリンクラー設備の整備事業に応募する場合は、別紙4「提出書類一覧（スプリンクラー設備整備用）」に掲げる書類が必要となります。上記(1)の提出があった法人に対して、本市から所定の様式のデータ及び提出部数、提出方法等について電子メール（Eメール）にて送信します。

イ 提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時30分まで

8 選定について

選定については、事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催し、応募のあった法人が行うグループホームの整備事業に対して、「(2) 審査項目」について意見を聴取のうえ、整備事業者としての適格性について審査し、その後、本市が国庫補助協議を行うグループホームを選定します。選定会議のメンバーについては、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成します。

(1) 選定会議における審査方法

ア 応募のあった法人に対して面接審査（ヒアリング）を行います。ただし、書面審査となる場合があります。

イ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

ウ 面接審査（ヒアリング）については、令和8年10月～11月下旬頃を予定しています。詳細が決まり次第、応募のあった法人に対して連絡します。

エ 面接審査（ヒアリング）には、法人代表者（または法人役員等、代表者に準ずる者）1名、施設管理者（またはそれに準ずる者）1名の計2名が出席のうえ、7(1)及び(2)の提出書類をもとに面接審査（ヒアリング）を受けてください。面接審査（ヒアリング）当日に資料の追加や変更することは認めません。

(2) 審査項目

次の観点から審査を行います。

評価項目		評価の視点	配点
法人等の運営状況	① 運営理念	申請者の運営理念は、法人の運営や共同生活援助（グループホーム）の指定障がい福祉サービス事業所としてふさわしいものであるか。	10点
	② 法人の良好な運営確保の方法	申請者は、利用者へのサービスの質の向上に努め、利用者の人権の擁護や虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して研修を実施するなど、良好な運営確保に向けた取組が行われているか。	10点
	③ 実績	申請者は、指定障がい福祉サービス事業所等の良好な運営実績があるか。過去の運営指導において指摘等はなかったか。	10点
	④ 経営の安全性	申請者の財政基盤について、安定性が確保されているか。事業規模に対して、所有する財産の規模、借入がある場合は、その目的・規模・内容・償還計画は適正か。	10点
事業計画	⑤ 事業の目的	本事業計画は、グループホームの目的や基本方針等を理解し、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じて適切な支援がなされたものであるか。	10点
	⑥ 事業実施に係る土地・建物	施設整備に必要な土地を取得又は今後確実に確保される見通しがあるか。建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、家庭的な雰囲気のある住まいの場となっているか。	10点
	⑦ 施設整備に係る資金計画	本事業における資金計画について、妥当な整備事業費であるか。また、法人の経営状況から、整備事業費を負担するうえで補助金、自己資金、借入金の資金調達の見込みがあり、かつ整備後も安定的な運営が期待できるか。	10点
	⑧ 職員配置計画	共同生活援助を行う事業所に配置すべき必要な知識及び経験を有する従業者及びその員数が確保され、適切な指定共同生活援助を提供できるような配置計画となっているか。	10点
	⑨ 事業計画・資金収支予算	利用者の意思決定の支援に配慮し、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行われるような事業計画となっているか。	10点
	⑩ 実施予定事業	共同生活援助の提供に当たり、地域住民等との交流や他の障がい福祉サービス事業所等との連携が図られるような事業計画となっているか。利用者から徴収する食材料費、家賃、光熱水費、日用品費は妥当な金額となっているか。	10点
合計			100点

※選定会議のメンバー3名による採点の合計点数が6割（180点）以上の場合、適格な法人として認め、国庫補助協議を行うグループホームの法人候補（補助予定事業者）として選定します。

(3) 失格事由

- ア 補助金の交付要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- ウ 面接審査（ヒアリング）を欠席した場合

(4) 選定結果の通知等

選定結果は、7(2)「提出書類一覧」に掲げる書類の提出のあった全ての法人に対して、令和8年11月下旬以降を目途に通知する予定です。

(5) 国庫補助協議及び公表等

- ア 選定結果の通知後、本市が国庫補助協議を行います。国及び本市は、予算の範囲内において補助金を交付しますので、選定会議において整備事業者として適格とされても、協議案件が多数となった結果、国庫補助協議を行わない場合があるほか、国庫補助協議を行ったとしても、国の方針や予算の事情により不採択となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- イ 国庫補助協議を行ったグループホームについては、設置主体（法人の名称）、事業所（グループホーム）の名称、利用定員、工事区分（創設若しくは大規模改修等）について本市ホームページに公表します。

9 留意事項について

(1) 共通事項

- ア 本事業は、次の通知に基づき行いますので、応募の際は必ず内容を確認してください。
- ◆ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号、令和 8 年 3 月 19 日改正）
 - ◆ 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取り扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号、令和 6 年 9 月 13 日改正）
 - ◆ 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号、令和 8 年 3 月 19 日改正）
- イ 本事業については、原則として令和 9 年度中に補助事業が完了する単年度事業を対象とし、本市から法人への補助金の支払いは確定払いとします。
- ウ 本事業の経理・契約手続きについては、法人の規定に基づき実施する必要があるとともに、国からの間接補助となるため、補助金の交付の決定を受けた法人が締結する契約については、地方自治法施行令及び本市契約規則等に従って一般競争入札を行う必要があります。
- エ 本市からの内示後に一般競争入札等の契約準備は可能ですが、補助金の交付決定前に契約締結を行った場合は、補助の交付対象となりませんので注意ください。
- オ 原則として、審査、国庫補助協議の内容からの変更は認めません。
- カ 提出書類に不足などあった場合は、補正や追加資料を求めることがあります。
- キ 提出された書類については返却しません。
- ク 本事業は、関係法令及び国の通知に則った事業となるため、本市関係部局（都市計画局、消防局、運営指導課等）と事前に十分に調整してください。
- ケ 提出書類の作成に要した費用は法人の負担となります。
- コ 提出後に辞退される場合は、「辞退届」を提出してください。
- サ 提出書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- シ 大規模修繕等について、修繕引当金や繰越金で対応してその後の施設運営に支障がない場合には、修繕引当金や繰越金等の活用を図ってください。
- ス 施工業者等の民間業者からの問い合わせには対応しません。必ず応募する法人の担当者が窓口となりお問い合わせください。

セ 補助金の交付を受けて整備したグループホームは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）により、移転、廃止等について制限があります。また、移転、廃止等に伴い当該補助金の返還を行っていただく場合がありますのでご注意ください。

(2) グループホームの創設（新築）事業

ア グループホームの整備用地については、法人で確保してください。（整備用地確保に係る経費は補助対象外です）

イ グループホームを新規開所される場合は、指定基準に従って必ず本市にて共同生活援助（グループホーム）の指定を受けていただく必要があります。

ウ 工事見積書及び工事図面の取得に時間を要することが予想されますので、応募する法人は、早急に施工業者等に見積書の作成依頼を行ってください。

(3) 既存グループホームのスプリンクラー設備の整備事業

スプリンクラー設備の設置工事に係る見積書は、3 社以上で比較見積もりを行ってください。

10 提出先、問合せ先

担 当： 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

住 所： 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号 大阪市役所 6 階

電 話： 06-6208-7993

F A X： 06-6202-6962

E メール： kenkoh@city.osaka.lg.jp